

差当り必要な事項について

47.5.26

三島委員

1 安全審査会は最高裁的の最終判定機関にするか、又は最終判定者の技術的諮問機関にするかであり、現在のように非常勤の委員より後者しかでない。

後者の場合は、地元での公聴会的なものには意見を提出する

形式がよく、審査員自身の出席はしはい方がよい。
 審査員自身の出席はしはい方がよい。
 審査員自身の出席はしはい方がよい。

2 審査会の機能を完うし、国民に対して責任をとれるようにするには、審査会の意思、意思にもとづいた調査、実験、計算が随時出来、その結果を審査会が判定して、使用できることが必要で、このための経費と作業を引き出すグループが不可欠である。しかし現在の国立研究機関の体制のままではこれは出来ない。このため、経費確保より体制確立が先である。 評価(学問的に)

経費確保 新組織のFeed-back

打ち合わせ

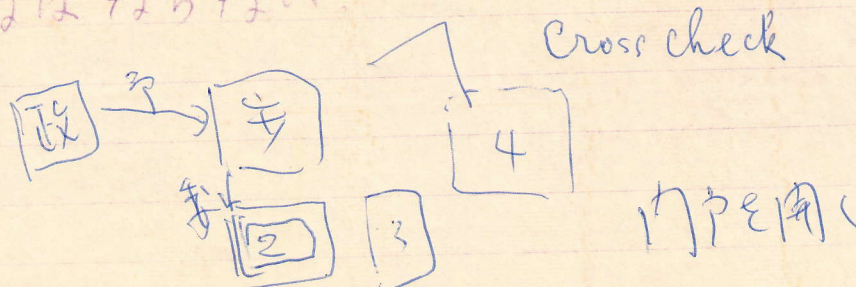
審査会が十分働くには、そのための事務局、スタッフを整備し、判定に必要な資料を十分に整備供給できるようにしてほしい。

④ 今後は施設周辺の人にとって、自分たちの側によって考えられると思えるような機関がしっかりとあつて、そこで設置可の判定を出すということが必要である。

地
得
系
立
地
取
扱
の
方
法
の
確
立

温暖化

エネルギー利用地区と生産地区との住民間でエネルギー発生施設設置のための物心両面の負担を均分するための具体的方策早く立ててはばならない。



裁判所
警察